

6月施行 **直前セミナー**

# 『新医療広告ガイドライン』を知ろう！

2018年6月施行の改正医療法では、医療機関のホームページや看板も広告として規制がかかります。規制を知らずに使った表示が違法広告として扱われることになるかもしれません。そこで、「医療機関ネットパトロール」の実施機関である(一財)日本消費者協会から広告に詳しい弁護士と相談員を招き、新医療広告ガイドラインの内容と具体的な事例紹介で、正しい医療機関の広告を理解していただきます。

**開催日： 2018年5月26日(土)**

**開催時間： 14:00～16:00**

**会場：“ ビーキューブ ”**

**(長野市南千歳2丁目7番11号**

**大通りビルディング内)**



## ≪講師紹介≫

**宮城 朗 氏** (弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員)

元東京弁護士会消費者問題特別委員会委員長、元同会公益通報相談委員会委員長  
日弁連独占禁止法改正ワーキンググループ座長

**唯根 妙子 氏** (一般財団法人日本消費者協会 専務理事)

元内閣府消費者委員会委員、元厚生労働省医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会委員。  
元東京都内消費生活センター相談員、経済産業省消費経済審議会委員、消費生活コンサルタント

## ≪内容≫

- ・6月施行の改正医療法の  
新医療広告ガイドラインの説明(罰則含む)
- ・違法広告の事例紹介と広告のポイント

## ≪お勧め対象者≫

- ・ホームページを展開している開業医・歯科医等
- ・自由診療を行っている開業医・歯科医等
- ・これから開業予定の医師・歯科医師等
- ・広告代理店関係者・HP制作会社等

## ≪受講料≫

20,000円

≪上記金額にはテキスト代含みます≫

≪定員≫ 20名(先着順)

## ≪申込方法≫

別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、

**FAX: 03-3263-8812** へ5月20日〆切

詳しくは、

一般社団法人 **日本監査協会**

共催： 全国税理士法人

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
電話: 03(3263)8811 FAX: 03(3263)8812  
電子メール: office@kansakyokai.jp

〒380-0823  
長野市南千歳2-7-11 大通りビル  
電話: 070-5362-8807